|  |
| --- |
| 提出書類 |
| 各様式 | ※宛先は「前橋市公営企業管理者」とする。* 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第１号）
* 誓約書（様式第２号）
* 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式第３号）
* 機械器具調書（別表）
* 指定給水装置工事事業者　指定更新時確認事項届出書（別紙）
 |
| 　　　　　　添付書類 | □ 選任される者の給水装置工事主任技術者免状の写し* 法人登記全部事項証明（法人の場合）（原本）
* 定款のコピー（原本と相違ないことを証するもの）（法人の場合）
* 住民票の写し（個人の場合）（原本）
* 事業所の案内図（住宅地図等）
* 事業所の外観写真（全体を撮影し、看板がある場合は看板も映す）
* 事業所の内観写真（事業所の室内の様子がわかるもの）
* 事業所の建物平面図（手書きでも可）
* 各器具の写真（機械器具調書に記載した全器具を判別できるように撮影）
* 他市町村の指定証の写し（他市町村で指定を受けている場合）
* 提出書類チェックシート
 |

１　各様式については、ホームページからダウンロードしてください。

　　（前橋市ホームページ　申請書ダウンロード→経営企画課→指定給水装置工事事業者の指定の更新について）

　※　ダウンロードができない場合は、お問い合わせください。

２　機械器具については、次のものが必要です。

　(1) 管の切断用の機械器具（例　塩ビカッター、シャーパー等）

　(2) 管の加工用の機械器具（例　穿孔機、ねじ切り機等）

　(3) 接合用の機械器具（例　各種レンチ、ガストーチ、圧着機、融着機等）

　(4) 水圧テストポンプ

　※　各器具の写真については、各器具の判別ができればまとめて撮影してもかまいません。

３　事務所と住宅を併用している場合について

　　外観写真は建物全体及び事務所部分を、内観写真は事務所として使用している部分のみを撮影してください。また、建物平面図については、事務所として使用している部屋の平面図を提出してください。